

本人の活動を重視する認知症カフェ開催支援事業 募集要項

1 事業内容

認知症カフェは、認知症のご本人やご家族、地域の方が喫茶や会話を通じてお互いを尊重し合い、認知症と共にある暮らしについて話し合える場ですが、活動内容や実施継続方法について悩みを抱えるカフェが多くある状況です。

このため、地域や認知症カフェでの支援経験を有する作業療法士をアドバイザーとして派遣し、認知症カフェの実施継続のための助言・支援等を行います。

アドバイザーによる支援内容（例）

- 認知症カフェの理念や目的の合意形成の支援
 - 目的、対象、人員、予算等に応じた活動内容の提案
 - 広報エリアの選定とその方法の提案、実施支援
 - 認知症カフェ開催・再開に向けた感染予防対策の提案
 - 継続または新たな展開に向けた提案と具体的支援
 - 認知症カフェ当日活動での運営支援（認知症カフェへの参加）
 - 認知症カフェでの本人参加支援、本人ミーティングの実施支援
 - 認知症カフェにおける支援者の人材育成や支援者ネットワークの支援
 - 認知症カフェを通じた地域づくりに関わる専門職の参画支援
 - 認知症カフェのリモート開催に係る企画提案・補助（端末操作等含む）
 - 通信端末の貸与
- その他、認知症カフェの資質向上に関する支援

2 実施主体

京都府（一般社団法人京都府作業療法士会への委託）

3 支援対象となる認知症カフェ及び箇所数

京都府内で開設されている認知症カフェ（開設準備中を含む）5箇所程度

※ただし、認知症の一次予防を主たる目的とした認知症カフェは対象外です。

4 費用

アドバイザーへの謝金・旅費・リモート端末の準備：不要

（令和6年度の実施については予算の範囲内で京都府が負担）

運営会場や設備に必要な経費（会場費等）：派遣先認知症カフェが負担

5 アドバイザー派遣日

ヒアリング、支援、フォローアップを含めて5回程度派遣します。

※派遣日は、派遣先認知症カフェとの相談により決定します。

※アドバイザーの派遣方法としては、カフェへの訪問形式だけでなく、希望に応じてテレビ電話やweb会議等による支援も可としています（通信端末の貸与も行えます）。

6 派遣申込

アドバイザーの派遣を希望する認知症カフェは、別紙「派遣依頼申込書」を作成し、京都府高齢者支援課あてに提出してください。

7 派遣決定

京都府及び京都府作業療法士会は、事業趣旨及び支援内容に合致するかを判断の上、予算の範囲内でアドバイザーの派遣を行います。

※派遣先調整の結果、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。

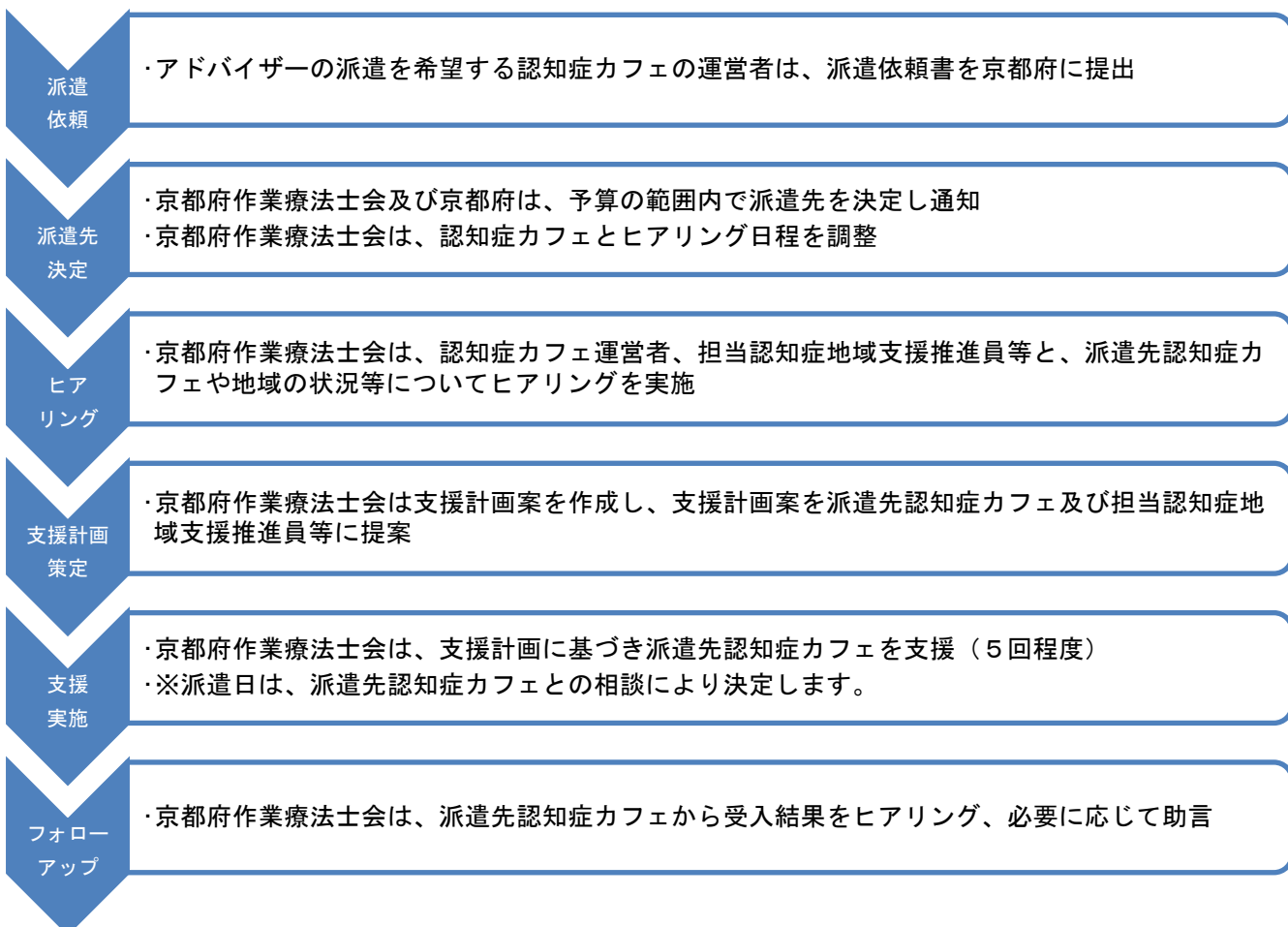
8 募集方法及びスケジュール

京都府が、市町村、京都認知症カフェ連絡会を通じて行う。

募集開始：6月17日（月）

（※定員に達し次第、受け付け終了）

9 派遣フロー



10 問合せ先

京都府高齢者支援課地域包括ケア推進係 小林

TEL:075-822-3562

FAX:075-822-3574